

規則公布第 2 号

宇和島地区広域事務組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 4 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

規則第 2 号

宇和島地区広域事務組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 7 月 4 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

宇和島地区広域事務組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合火災予防条例施行規則（平成 17 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(喫煙所の標識)</p> <p>第 6 条 <u>条例第 23 条第 4 項第 2 号</u>の規定による標識は、幅 30 センチメートル以上、長さ 10 センチメートル以上とし、地を白色、文字を黒色として「喫煙所」と表示しなければならない。</p>	<p>(喫煙所の標識)</p> <p>第 6 条 <u>条例第 23 条第 3 項第 2 号</u>の規定による標識は、幅 30 センチメートル以上、長さ 10 センチメートル以上とし、地を白色、文字を黒色として「喫煙所」と表示しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。